

職員の懲戒処分について

- ① 平成 28 年 4 月に発生した道路交通法違反に関し、地方独立行政法人くまもと県北病院機構職員懲戒規程により平成 30 年 1 月に懲戒処分を行っておりましたことを公表します。

被処分者 公立玉名中央病院 看護師(40 代 女性)
処分の種類 停職 1 月並びに減給 2 月(10 分の 1) 看護師資格停止 90 日
処分発令日 平成 30 年 1 月 25 日
非違行為概要 道路交通法違反(酒気帯び運転)

- ② 平成 28 年 9 月から平成 30 年 1 月までの期間における「労働基準法の定めを超えた労働実態」について、第三者委員会の最終報告並びに当機構の職員懲戒等審査委員会の答申を受けて関係者の処分行っておりましたことを公表します。

被処分者	処分の種類	処分発令日
総務・会計課長補佐 (40 代 男性)	戒告処分	平成 31 年 1 月 31 日
会計課長 (60 代 男性)	減給 1 回の懲戒処分	平成 30 年 8 月 20 日
総務課長 (50 代 男性)	減給 1 回の懲戒処分	
事務部長 (50 代 男性)	減給 1 回の懲戒処分	

職員の不祥事と公表の遅れがありましたことは、患者さんをはじめ公立玉名中央病院に係るみなさま方の信頼を損なう行為であり深くお詫び申し上げます。

今回の事案を重く受けとめ、改めて綱紀粛正と服務規律の確保を徹底させるとともに、信頼回復に向けて全力で再発防止に努めてまいります。

地方独立行政法人くまもと県北病院機構
副理事長 牛島 正人